

東京電機大学利益相反マネジメント規程

平成19年3月27日

規 3 第 254 号

(目的)

第1条 この規程は、別に定める東京電機大学利益相反ポリシー、東京電機大学教職員の利益相反に関する免責条項（セーフ・ハーバー・ルール）及びガイドライン並びに学校法人東京電機大学職員兼業規程に従い、本法人に勤務する専任の教職員（以下「教職員」という。）を対象として、利益相反の有無の判定、兼業に関する判定及び利益相反により生じる問題を円滑に処理し、社会的説明責任を果たすことで、研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）を確保し、産官学連携等の活動を適切に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「利益相反」（いわゆる責務相反を含む）とは、次のような産学等の連携活動において、教職員が企業等の対外組織との関係で得る利益、負う義務責務が、大学がその基本的な使命に基づき教職員に求める義務・責任（大学の利益）と対立・衝突する状況をいう。

- (1) 本法人外の業務に従事する場合
- (2) 企業や他の機関において自らの発明等を技術移転する場合
- (3) 受託研究や共同研究に参画する場合
- (4) 外部からの寄付行為を受ける場合
- (5) 学外での役員報酬等もしくは株式などの供与を受ける場合
- (6) その他研究活動等において、明白な利益や利便を受ける場合

2 別に定める「東京電機大学教職員の利益相反に関する免責条項（セーフ・ハーバー・ルール）及びガイドライン」により免責される利益相反事項については、利益相反事例として扱わない。

(利益相反の回避)

第3条 教職員は、教育・研究、産官学連携活動を行うにあたって、利益相反による弊害を回避する努力をしなければならない。

(委員会の設置)

第4条 第1条に定める目的を達成するため、東京電機大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項について審議する。

2 利益相反に関する通常管理業務に係る事項。

- (1) 利益相反の弊害回避に関する日常的な事項
- (2) 自己申告書等の判定に関する事項
- (3) 学校法人東京電機大学職員兼業規程に定める兼業の判定に関する事項
- (4) 利益相反アドバイザーの活動報告に関する事項
- (5) その他利益相反の通常管理業務に関する事項

3 利益相反に関連する危機管理に係る事項。

- (1) 利益相反の弊害回避に関する危機管理的な事項
- (2) 利益相反ルール・ガイドラインに関する事項
- (3) 利益相反アドバイザーからの報告に基づく利益相反の疑義又は懸念に関する事項
- (4) 外部等からの照会等への対応・対策に関する事項
- (5) 研究インテグリティに関する事項
- (6) その他利益相反の危機管理に関する事項

(構成員)

第6条 委員会は、次の号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 担当理事
- (2) 総務部長
- (3) 研究推進社会連携センター長
- (4) 学長が推薦する本学の教員若干名
- (5) 理事長が推薦する者若干名

(任期)

第7条 前条第1項第4号及び第5号に定める者の任期は3年以内とする。ただし、重任は妨げない。

(委員長)

第8条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、理事長が指名した者が議長にあたる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は必要ある場合には、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(自己申告書及び兼業申請書の提出)

第10条 教職員は、各年度に一度、別途定める自己申告書を委員会委員長宛に提出しなければならない。

- 2 教職員は、前項に係わらず、第2条第1項第2号から第6号に定める事例が発生した場合、その都度、自己申告書を委員会委員長宛に提出しなければならない。
- 3 教職員は、第2条第1項第1号に定める兼業に従事する時は、自己申告書の提出と合わせ、学校法人東京電機大学職員兼業規程の定めに従い、その都度、兼業申請書を提出しなければならない。

(相談窓口・利益相反アドバイザー)

第11条 教職員に対して、利益相反に関する適切な指導・助言を与えるため、相談窓口を置く。

- 2 相談窓口として、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という）を置く。
- 3 アドバイザーは本学の教職員等、または学外有識者等のうちから委員会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。
- 4 アドバイザーは、利益相反に関する教職員の相談を受け、適切に対処する。
- 5 アドバイザーは、利益相反ルールやガイドライン等、利益相反防止に関する規程等の原案を必要に応じて作成する。
- 6 アドバイザーは、第5項の遂行及び規定する関連業務の遂行において、適宜、委員会に適切な意見を求めることができる。
- 7 アドバイザーは、利益相反の疑義又は懸念があると判断した場合は、当該者に対し、適宜相談又は指導をするとともに、速やかに委員長へ報告するものとする。
- 8 利益相反アドバイザーの所属は総務部とする。

(自己申告書・兼業申請等の判定)

第12条 委員会は、教職員から提出のあった自己申告書及び兼業申請書に基づき、第5条第2項第2号及び第3号に定める判定を行う他、前条第7項により、利益相反の疑義又は懸念があり、委員長に報告があった事項についても審議し、判定を行う。

- 2 アドバイザー並びに委員長が、利益相反の疑義又は懸念がないことが明らかと判断したときは、委員会の議を委員長の判定に代えることができる。但し、その場合は、委員長は判定した結果を委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前1項の判定に際しては、対象となる教職員に対し、書面又は口頭による意見聴取の機会を与えることができる。
- 4 委員長は、前1項又は前2項に定める判定を行ったときは、当該者に対し、その結果を書面により通知するものとする。
- 5 委員会は、審議内容、審議方法及び認定の結果について、学長を経て理事長に報告する。学長は、必要あるときは当該教員の所属学部長に報告する。

(措置等)

第13条 委員会は、前条による判定に基づき、改善が必要と判断された場合は、次の措置を行うことができる。

- (1) 助言
- (2) 勧告
- (3) 活動の停止措置

- 2 利益相反が社会通念上の限度を超え、本学に著しく不利益であると認定された場合は、本学制裁規程に基づく制裁処分を理事長に勧告することができる。

(異議の申立)

第14条 前条の決定に不服のあるとき、教職員は通知を受けた日より2週間以内に委員会に対し、異議を申し立てることができる。

(利益相反審査会)

第15条 委員長は、前条に規定する異議の申立てがなされたときは、必要に応じて委員会の下に利益相反審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

（審査会の任務）

第16条 審査会は、異議申立てについて、その当否を判断するために、申立人から意見を徴したうえで、申立て内容について審議し、その結果を委員長に報告するものとする。

（審査会の構成）

第17条 審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）委員会委員のうち、理事長が指名した者若干名
- （2）学内教職員若しくは学外の有識者のうちから、理事長が指名した者若干名
- （3）その他委員長が必要と認めたる者

2 審査会の委員長は、前項の審査会委員の中から理事長が指名する。

3 審査会の委員長は、審査会を招集し、その議長となる。

（報告）

第18条 委員長は第16条による審査会からの報告に基づき、委員会の議を経て、その結果を学長を経て理事長に報告する。

（異議申立ての当否の決定と通知）

第19条 理事長は、委員会からの報告をもとに、異議申立ての当否の決定をする。

2 理事長は、前項の決定をその理由を付して、異議を申立てた教職員に通知する。

3 異議の申立てを行った教職員は、前1項の決定に対し、再度異議の申立てを行うことはできない。

（学長の意見）

第20条 委員長は、第16条における審査会での申立て内容の審議に際し、必要に応じ、学長の意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第21条 この規程に関わる委員、アドバイザー、相談窓口関係者、その他手続きにおいて関係する者は、個人情報保護のために職務上知り得た情報を他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

2 本委員会に関連して知り得た情報を意図して漏らした場合は、本学制裁規程に基づく制裁処分を行うことができる。

（規程の改廃）

第22条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が決定する。

（その他）

第23条 利益相反ポリシーの遵守及び委員会の運営に必要な事項は、常勤理事会の議を経て、別に定めることができる。

（事務局）

第24条 委員会の事務は、関連部署の協力を得て、総務部が行う。ただし、第5条第2項に規定される事項については、研究推進社会連携センターがその業務に協力する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月8日決定）

この改正は、平成20年4月8日から施行する。（第1条、第2条、第5条、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条を改正）

付 則（平成21年5月19日決定）

この改正は、平成21年6月1日から施行する。（第12条を改正、第15条から第20条を追加）

付 則（平成24年9月25日決定）

この改正は、平成24年10月1日から施行する。（第6条、第7条）

付 則（平成25年3月13日決定）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。（第6条、第11条、第24条）

付 則（平成28年4月15日決定）

この改正は、平成28年4月15日から施行する。（第6条）

付 則（平成28年5月17日決定）

この改正は、平成28年6月1日から施行する。（第6条）

付 則（令和2年2月25日決定）

この改正は、令和2年4月1日から施行する。（第6条、第7条、第24条）

付 則（令和6年9月24日決定）

この改正は、令和6年9月24日から施行する。（第1条、第5条）